

中保医第 317 号
令和 5 年 5 月 25 日

各医療機関の長 様

静岡県中部保健所長

特定医療費（指定難病）及び特定疾患医療費助成（橋本病、突発性難聴）の
新規申請案内について（送付）

日頃から、当所の保健医療行政について、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり案内文を作成しましたので、申請を検討される方にお渡しいただくなどご活用ください。下記のとおり制度により必要書類が異なりますので誤った案内を交付しないよう御注意ください。

医療費助成の開始日は保健所が申請を受理した日になります。申請者が自身で臨床調査個人票の様式を取得してから医療機関で作成すると助成の開始日が遅くなるため、新規申請の場合は臨床調査個人票の様式を医療機関側で用意いただくよう御配慮願います。

記

1 送付資料

- ・指定難病の医療費助成制度について 1部
- ・特定疾患医療費助成（突発性難聴、橋本病）の申請について 1部

2 特定医療費（指定難病）概要

対象疾患：国が指定した 338 疾患

必要書類：健康保険証、個人番号が確認できるもの等

3 特定疾患医療費助成（橋本病、突発性難聴）概要

対象疾患：県が指定した 2 疾患

必要書類：健康保険証、住民票、所得課税証明書等（個人番号は利用不可）

4 臨床調査個人票様式（厚生労働省ページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

担当 地域医療課
電話 054-644-9273